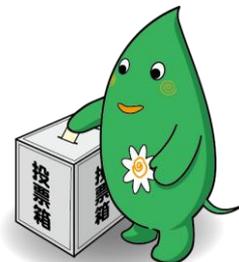


## 土地区画整理審議会委員選挙について

土地区画整理事業を円滑に推進するうえで、関係権利者と施行者との良きパイプ役として、ご尽力いただいております土地区画整理審議会委員の方々の任期が、本年5月29日を以って満了となります。

そこで、次期審議会委員を選出するための選挙の実施についてお知らせします。



大和市イベントキャラクター  
「ヤマトン」

### 《 審議会について 》

- 【 名 称 】 大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理審議会
- 【 目 的 】 事業を円滑に運営するために、換地計画や仮換地の指定等の重要な事項について、関係権利者の意見を反映させる。
- 【設置年月日】 平成6年6月28日
- 【 根拠法令 】 土地区画整理法第56条 等
- 【委員の定数】 計10人（構成）宅地所有者7人 [選挙で選出] } ※立候補者が定数を超えた場合、  
借地権者 1人 [選挙で選出] } 選挙を実施する予定です。  
学識経験者2人 [施行者（市）が選任]
- 【 任 期 】 5年間又は事業完了まで

### 《 今回の選挙について 》

- ・「宅地所有者の委員7人」及び「借地権者の委員1人」を選出するため、選挙を行います。
- ・選挙権・被選挙権を有する方は、平成26年3月11日現在の施行地区内における宅地所有者と借地権者の方で、選挙人名簿に登録された方です。



大和市イベントキャラクター  
「ヤマトン」

### 《 共有者の方、借地権者の方へのご注意 》

- ・宅地の共有者の方は、選挙において、あわせて1人の所有者とみなしますので、選挙の権利を得るためには代表者1名を選び、「代表者選任通知書」をご提出いただくことが必要です。選挙の日程上、5月1日（木）までにお手続きいただくようお願いします。
- ・借地権者の方は、未登記である場合、選挙の権利を得るためには、「借地権申告書」をご提出いただくことが必要です。選挙の日程上、3月11日（火）までにお手続きいただくようお願いします。

※以前実施の選挙等の機会に、すでに上記通知書や申告書を提出済の場合は、今回、手続きの必要はありません。

提出されていない方につきましては、電話等にてご連絡いただければ、手続き方法を説明いたします。

※この選挙に参加（選挙権・被選挙権を得る）のご意思が特段なければ、手続きは必要ありません。

《 選挙についての予定 》

期 日	項 目
2月19日（水）	○選挙期日の公告 ○選挙人名簿縦覧の公告
3月11日（火）	○選挙人名簿作成の基準日
3月22日（土）～ 4月4日（金）	○選挙人名簿の縦覧期間 場所：大和市役所 4階 渋谷土地区画整理事務所 （土・日曜日、祝日は、会議室棟101会議室で受付。） 時間：8時30分～17時15分 ・選挙を行うにあたり、選挙人（権利者の方々）の氏名、住所等を記載した名簿を縦覧（公開）します。名簿に登載されている方が、今回の選挙の選挙権や被選挙権の対象となります。 ・名前の登載がない等、名簿の内容について、この期間中に異議の申出が出来ます。
4月21日（月）	○選挙すべき委員の数の公告 （選挙人名簿の確定）
4月22日（火）～ 5月1日（木）	○審議会委員立候補の受付 （立候補者の届出、立候補者推薦書の提出）  ※手続き方法については次回まちづくりニュース（4月中旬発行予定）にてお知らせいたします。
5月2日（金）	○立候補が定数を超えない場合、選挙は行いません。 ⇒ 当選人の決定の公告
	○立候補が定数を超える場合、選挙を行います。 ⇒ 選挙実施の公告
以下、選挙を行う場合の日程です。	
5月25日（日）	○投票日
5月26日（月）	○当選人の決定

## 都市計画（地区計画・用途地域）変更手続きについて

まちづくりニュースNo.75でお知らせしました土地区画整理事業の事業計画変更に伴った都市計画（地区計画・用途地域）の変更について、手続きが完了しましたのでお知らせします。平成25年12月2日付で告示を行いました。

〒242-8601 大和市下鶴間1丁目1番1号 渋谷土地区画整理事務所（大和市役所4階）

■審議会・事業計画	・・・☎ 046-260-5721	（事業管理課 事業管理担当）
■換地計画・変更	・・・☎ 046-260-5722	（ // 換地・開発事業担当）
■道路・宅地等の工事	・・・☎ 046-260-5723	（整備事業課 工務担当）
■建物移転補償	・・・☎ 046-260-5724	（ // 補償担当）